

四日市市露店営業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市市露店営業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市露店営業等に関する規則（平成20年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業のうち、屋台、露店等の簡易な施設での臨時営業等及びその他類似する食品提供行為について、四日市市食品衛生法施行細則（平成20年規則第37号。以下「細則」という。）第5条第1項ただし書き、第12条第1項第1号、第13条第1項ただし書きに係る事項その他必要な事項を定めることにより、衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>露店営業</u> <u>日本古来の伝統産業、祭礼、催事等の開催地を巡回し、その期間中、道路、社寺境内等を利用し</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>露店等において臨時に飲食物を製造し、加工し、又は調理販売する形態の営業について、必要な事項を定めることにより、衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>露店等の営業</u> <u>露店営業及び臨時営業をいう。</u></p>

て、簡易な組立式施設において飲食物の簡易な調理を行い、客に提供する営業及び提供後速やかに消費されることを前提として、占有する簡易な組立式施設において、飲食物の簡易な調理を行い、客に提供する営業のうち、短時間で営業場所を移動、巡回して行う営業をいう。(自動車に設けた設備を用い、食品取扱者がやむを得ず車外にて調理する場合を含み、三重県食品衛生法施行条例別表第1の5のハに掲げる「飲食店営業のうち自動車において調理をする場合」を除く。)

(2) 臨時営業 提供後速やかに消費されることを前提として、簡易な組立式施設又は既設の建物において、飲食物の簡易な調理を行い、客に提供する営業のうち、同一の場所で1月以内の期間行う営業をいう。(自動車に設けた設備を用い、食品取扱者がやむを得ず車外にて調理する場合を含み、三重県食品衛生法施行条例別表第1の5のハに掲げる「飲食店営業のうち自動車において調理をする場合」を除く。)

(3) イベント等食品提供 無償又は学校の文化祭や自治会の夏祭り等特定多数を対象としたイベント等において、材料費程度の金額を徴収して食品を提供する行為をいう。

(2) 露店営業 日本古来の伝統産業等祭礼、催事等の開催地を巡回し、その期間中、道路、社寺境内等を利用して、簡易な施設で飲食物を製造し、加工し、又は調理販売する営業をいう。

(3) 臨時営業 行事、祭典等の期間中、臨時に既設の建物又は簡易な施設で、飲食物を製造し、加工し、又は調理販売する営業をいう。

(営業許可の申請等)

第3条 露店営業に係る営業許可の申請は、営業許可申請書（露店・臨時）（新規・更新）（第1号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 施設の構造及び設備を示す図面
- (2) 営業施設の正面及び側面が確認できる写真

2 露店営業に係る営業許可の更新申請は、有効期間満了日の10日前までに行うものとする。

3 臨時営業に係る営業許可の申請は、営業許可申請書（露店・臨時）（新規・更新）（第1号様式）に営業期間を記載し、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 施設の構造及び設備を示す図面
- (2) 会場内での施設設置場所を示す見取図

4 イベント等食品提供を行う場合は、イベント等の主催者がイベント等食品提供届出書（第2号様式）に出店者一覧表（別紙）を添えて、提出するものとする。

5 イベント等食品提供の届出内容のうち、実施場所、実施期間又は取扱品目に変更があった場合は、事前に保健所に相談するものとする。

(施設基準)

(露店等の営業の許可)

第3条 露店等の営業を行おうとするものは、あらかじめ保健所長から露店等の営業について、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による飲食店営業に係る許可を得たうえで、営業許可申請書（別記様式）により、保健所長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、営業開始の10日前までに行わなければならない。

4 第2項の申請を受理した保健所長は、取扱品目、営業設備等からその適否を判断し、許可又は不許可を決定するものとする。

(取扱品目)

第4条 露店営業及び臨時営業(以下「露店営業等」という。)の施設基準は、以下のとおりとする。

- (1) 施設は、不潔な場所に位置しないこと。
- (2) 施設は、天井、三方の側壁及び必要に応じて床を有し、清掃しやすく、じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造(耐水性テントを含む。)であること。ただし、施設を屋内に設置する場合で、衛生上支障がない場合は、天井を省略し、側壁を適切な区画とすることができる。
- (3) 施設は、使用する設備、取り扱う食品の種類及び量に応じた十分な広さがあり、営業を行わないときは、シート、カバー、厚板等で施設の開放部分を封鎖し、衛生的に保管できる構造であること。
- (4) 採光及び換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- (5) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を衛生的に供給できる給水設備を設けること。ただし、使用の都度洗浄が必要な食器、器具を使用しない場合は、この限りでない。
- (6) 従事者専用の消毒液を備えた手洗設備を設けること。
- (7) 給水設備及び手洗設備の水供給量

第4条 露店等の営業においては、調理工程が単純であり、かつ、客に提供する直前に加熱した食品しか取り扱うことはできない。ただし、次の各号に掲げる食品は除くものとする。

- (1) かき氷
- (2) 清涼飲料水等
- (3) クレープ等、加熱の後に簡単な操作を行うもの。

は、合わせて18リットル以上の営業に必要な量であること。

(8) 給水設備及び手洗設備の容量に応じ、適切に排水できる設備を設けること。

(9) 冷蔵又は冷凍を必要とする食品を取り扱う場合は、取り扱う食品の種類及び量に応じた冷蔵又は冷凍設備を備えること。

(10) 汚液、汚臭が漏れない構造で、洗浄しやすい廃棄物容器を備えること。

(11) 器具、容器及び食品を衛生的に保管する設備を備えること。

(取扱品目)

第5条 露店営業等における取扱品目は以下のとおりとする。

(1) 調理工程が単純で、以下のいずれかの要件を満たす食品であること。

ア 完成品、半完成品又は下処理された食品を原材料とし、客に提供する直前に、「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」などの1工程で加熱調理された食品

イ 既製の清涼飲料水、酒精飲料の注ぎ分け又は混和

ウ かき氷（水のみを原材料とする氷を使用するものに限る。シロップ等のトッピングは既製品を用いること。）

(施設の基準)

第5条 露店等の営業を行う施設は、別表第1に掲げる基準を満たしたものでなければならない。

(2) 1施設につき1品目とすること。

ただし、以下に掲げる品目の組み合わせは、1品目とみなすことができる。

ア 調理工程が類似し、同時に調理を行っても衛生上支障のない品目

イ 主として取り扱う食品に加え、既製の清涼飲料水又は酒精飲料の注ぎ分けのみを行う場合

(3) 露店営業において、すべての取扱品目に応じて必要な設備を有する場合、営業日ごとに取扱品目を設定できることとする。

(4) 施設内を複数に区画する場合は、施設基準を満たす区画ごとに取扱品目を設定できる。ただし、1区画の面積は2.5平方メートル以上とし、1施設につき最大3区画までとする。

(許可の期間)

第6条 露店営業の許可期間は、5年とする。

2 臨時営業の許可期間は、1月以内の連続する期間で、営業者が申請した期間とする。

(営業許可証の交付の省略等)

第7条 細則第13条第1項ただし書きに規定する露店営業等のうち、営業期間が短期間であると市長が認める場合は、臨時営業を行う場合とする。

(営業者の遵守事項)

第6条 露店等の営業を行う者は、別表第2に掲げる事項を遵守しなければならない。

(読替規定)

第7条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）第21条の規定により、同規則第7条の規定を適用しな

いときは、この規則の本則中「保健所
長」とあるのは「市長」と、様式中「四
日市市保健所長」とあるのは「四日市
市長」とする。

2 細則第13条第1項ただし書き及び
前項の規定に基づき、営業許可証の交
付を省略する場合においては、提出の
あった営業許可申請書の写し（以下次
項において「申請書写し」という。）を
交付するものとする。

3 臨時営業を行う場合にあつては、許
可指令書又は申請書写しを、営業許可
証に代えて営業施設内の見やすい位置
に掲示するものとする。

（読替規定）

第8条 四日市市保健所長に対する事務
の委任に関する規則（平成20年四日
市市規則第32号）第24条の規定に
より、同規則第7条の規定を適用しな
いときは、この規則の本則中「保健所
長」とあるのは「市長」と、様式中「四
日市市保健所長」とあるのは「四日市
市長」とする。

改正後

改正前

別表第1（第5条関係）

施設基準

1 営業施設は、不潔な場所に位置しないこと。

- | | |
|---|---|
| 2 | 冷蔵を必要とする食品を取り扱う場合は、取扱量に応じた冷蔵設備を設けること。 |
| 3 | 施設は、清掃しやすく、じんあい、ばい煙等の落下侵入しない構造であること。 |
| 4 | 水道水又は飲用適の水を必要量確保できる設備を備えること。 |
| 5 | 廃残物及び排水は、適切に処理する設備を設けること。 |
| 6 | 器具、容器及び原材料を収納するための防虫又は防じん装置のある設備を設けること。 |
| 7 | 採光照明は、食品の取扱いに支障のない程度のものであること。 |
| 8 | 従事者専用の消毒液を備えた手洗設備を設けること。 |

別表第2（第6条関係）

遵守事項

- | | |
|---|--|
| 1 | 従事者には常に清潔な専用の衣服を着用させること。 |
| 2 | 従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はそのおそれがあるときは業務に従事させないこと。 |
| 3 | 食品の取扱いに当たっては、手指の洗浄消毒を行うこと。 |
| 4 | 営業所内には、みだりに従事者以外の者を入れさせないこと。 |
| 5 | 営業所の周囲及び路上に汚物、汚液、食品残さ等を捨てないこと。 |

別記様式を削り、次の2様式を加える。

四日市市保健所長 宛て

営業許可申請書（露店・臨時）（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チ□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 食品衛生責任者養成講習会 その他（ ）
	取扱食品 ※すべて記載すること。		年 月 日
		HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
	使用水の種類		
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ ）			
営業を行う期間 ※臨時営業の場合のみ	業態		
年 月 日 ~ 年 月 日	露店営業 ・ 臨時営業		
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/> 施設の写真 ※露店営業の場合のみ
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		<input type="checkbox"/> 会場の見取図 ※臨時営業の場合のみ
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日	飲食店営業	
備考	食品衛生申請等システムへの代理入力（可・否）		
	担当者氏名・連絡先		

イベント等食品提供届出書

年 月 日

四日市市保健所長あて

届出者 住所

氏名

電話 () -

イベント等における飲食提供行為について、次のとおり届け出ます。

実 施 場 所	
イベント等名称	
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
実 施 主 体	
予 定 来 客 者 数	名 (最高 / 1 日)
責 任 者	電話番号

次の書類を添付してください。

- 1 出店者一覧表 (別紙)
- 2 会場平面図及び小間配置図
(給排水設備、ゴミの集積場、トイレ等も記入してください。)
- 3 その他参考資料 (チラシ、リーフレット等)

該当する方にチェック してください。

無償で食品を提供します。

学校の文化祭、自治会の祭等において、主催団体の構成員等が調理を行い、材料費程度の金額を徴収して、団体関係者に限り食品を提供します。

出店者一覧表

NO.	出店者名	責任者及び電話番号		出店内容 (取扱品目) ※

※ 出店内容（取扱品目）は具体的に記入してください。
（たこ焼き、焼きそば、串カツ、焼き鳥、生ビールなど）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の四日市市露店営業等に関する規則（平成 20 年四日市市規則第 39 号。以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により申請を行い、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という）第 52 条第 1 項の許可を受けて営業を行っている者については、旧法第 52 条第 3 項の有効期間の満了する日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

(健康福祉部保健所衛生指導課)